

1964年6月10日(第4回目)

1. 議論並びに散会時刻 (午前10時40分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定	3番	久村里春	4番	安次富盛	5番	川田真
4番	安次富盛	5番	川田真英	6番	川里安	7番	稻嶺康	8番	田中正
7番	稻嶺康	8番	田中正繁	9番	天本繁昌	10番	又吉弘	11番	川城豊
10番	又吉弘	11番	川城豊	12番	伊佐真得	13番	伊佐真得	14番	伊佐幸
12番	伊佐真得	15番	宮城幸	16番	伊佐幸	17番	伊佐貞寿	18番	申吉清
17番	伊佐貞寿	19番	申吉清	20番	仲村盛光	21番	波瀬次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	吳屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	財政課長	奥屋善俊	建設課長	島袋昌兼
経済課長	伊佐友誠	水道課長	國吉真義	民生課長	当山善喜
住民課長	仲村春信	消防課長	大城仁幸		

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 隆屋綾 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第4. 議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算について

日程第5. 議案第19号、1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について

日程第6. 議案第20号、宜野湾市職員定額の一部を改正する条例について

日程第7. 議案第21号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8. 議案第22号 宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9. 議案第23号 宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務

1964年6月10日(第4回目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時40分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	名
1番	天久	豪太郎	2番	比嘉	定	亮六	久村	雄昇
4番	安次富	盛信	5番	石川	真英	大正繁	里川	果明
7番	稻嶺	慶	8番	石田	弘	繁昌	里	昇行
10番	又吉	正	11番	石川	得	昌助	本宮	行男
13番	伊佐	真	15番	宮城	寿	幸	武	
17番	伊佐	貞	18番	中里				
20番	仲村	盛光	21番	古波藏				

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、講事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村	春勝	助	役	呉屋	眞徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川	正義	財政課長		奥里	将介	建設課長	島袋	昌秉
経済課長	伊佐	友誠	水道課長		国吉	真義	民生課長	当山	善喜
住民課長	仲村	春信	消防課長		大城	仁幸			

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 照屋綾 島袋真由 知念善光

8. 講事日程は次の通りである。

日程第4. 議案第18号。1965年度宜野湾市才入才出予算について
日程第5. 議案第19号。1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について

日程第6. 議案第20号。宜野湾市職員定例の一部を改正する条例について

日程第7. 議案第21号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8. 議案第22号 宜野湾市消防職員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9. 議案第23号 宜野湾市消防団員の定員・任免・給与・服務

等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10、議案第24号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第11、議案第25号 宜野湾市手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について

議長～出席者17名であります。市町村自治法第53条により議会は成立いたしました。よつてこれより本日の会議を開きます。（午前10時40分）

議長～暫休憩致します。（午前10時41分）

議長～18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。（午前11時00分）

議長～午前の日程はこれを以つて終ることに致します。尚午後は1時より再開致します。

議長～暫休憩致します。（午前11時03分）

議長～再開致します。（午後1時50分）

議長～日程第4、議案第18号、1965年度 宜野湾市才入才出予算について審議題と致します。

議長～本予算案に対する説明を求めます。

議長～暫休憩致します。（午後1時51分）

議長～再開致します。（午後2時00分）

市長～説明の前におわび申上げますが、この予算説明書がまだ準備されて居りませんために皆様の審議するのに御迷惑をおかけした事をおわび申上げます。自治法の166条に市町村長は毎年会計年度の才入才出予算是調整し遅くとも年度開始前20日までに提出してその議会の議決を経なければならぬとなつておりますが、今先作成してもらつたプリントをお配りしてありますからよろしく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。（午後2時03分）

等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第24号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第25号 宜野湾市手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について

議長～出席者17名であります。市町村自治法第53条により議会は成立いたしました。よつてこれより本日の会議を開きます。(午前10時40分)

議長～暫休憩致します。(午前10時41分)

議長～18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前11時00分)

議長～午前の日程はこれを以つて終ることに致します。尚午後は1時より再開致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時03分)

議長～再開致します。(午後1時50分)

議長～日程第4. 議案第18号。1965年度 宜野湾市才入才出予算について謹議題と致します。

議長～本予算案に対する説明を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後1時51分)

議長～再開致します。(午後2時00分)

市長～説明の前におわび申上げますが、この予算説明書がまだ準備されて居りませんために皆様の審議するのに御迷惑をおかけした事をおわび申上げます。自治法の166条に市町村長は毎年会計年度の才入才出予算は調整し遅くとも年度開始前20日前までに提出してその議会の議決を経なければならないとなつておりますが、今先作成してもらつたプリントをお配りしておりますからよろしく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時03分)

議長～再開致します。（午後2時12分）

議長～1965年度宜野湾市才入才出予算案は質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～次は日程第5の議案第19号、1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算案を上提致します、本案に対する説明を求めます。

市長～本案件もやはり法によつて皆様に提出することになつてそのプリントをお配りしてありますのでよろしく御審議を願います。

議長～暫休憩致します。（午後2時14分）

議長～再開致します。（午後2時15分）

市長～総合的な説明となりますと今までに入つていなかつたものが入つて居つたり、或は特に大きいものとか、一般会計では特に大きいのは建設関係の土木の事業でそれから役所費の方では、特別委員会即ち今度条例で設定された所の委員会の費用が新しい費目として出て居ります。尚細かい数字の繰り入れ等につきましては、助役の方に代つて説明して戴き又各課の事業の計画については、課長の方で説明して戴こうと思つて居ります。水道においては前の議会に計画していたものを一応買い取りましたが、今度は今まで水道公社を見て居つた各米人住宅あたりの水道の施設を市の方で買い取つて今まで特別扱いして居つたのを全部なくして市の条例を適用して給水したいと云う訳でこれの費用が計上されて居ります。よろしくお願ひします。

議長～暫休憩致します。（午後2時17分）

議長～再開致します。（午後2時18分）

議長～本案に対する質疑を求めます。

5 晴～宜野湾市予算決算取扱い規則の第1項第4号は特別会計云々と云う字くがあります。^{ナフキ}いわゆる特別会計でなくして公営事業であります。本市の水道事業はこの第1項第4号に云われている公営企業に該当するかしないか、或はこれに準じて管理運営が為されているかどうか

市長～これは公営企業であると見えますが、今その経営については一般的

議長～再開致します。（午後2時12分）

議長～1965年度宜野湾市才入才出予算案は質疑の段階で繼續審議にしたいと思いますが、御審議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～次は日程第5の議案第19号、1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算案を上掲致します。本案に対する説明を求めます。

市長～本案件もやはり法によつて皆様に提出することになつてそのプリントをお配りしておりますのでよろしく御審議を願います。

議長～暫休憩致します。（午後2時14分）

議長～再開致します。（午後2時15分）

市長～総合的な説明となりますと今までに入つていなかつたものが入つて居つたり、或は特に大きいものとか、一般会計では特に大きいのは建設関係の土木の事業でそれがら役所費の方では、特別委員会即ち今度条例で設定された所の委員会の費用が新しい費目として出て居ります。尚細かい数字の繰り入れ等につきましては、助役の方に代つて説明して戴き又各課の事業の計画については、課長の方で説明して戴こうと思つて居ります。水道においては前の議会に計画していたものを一応買い取りましたが、今度は今まで水道公社が見て居つた各米人住宅あたりの水道の施設を市の方で買い取つて今まで特別扱いして居つたのを全部なくして市の条例を適用して給水したいと云う訳でこれの費用が計上されて居ります。よろしくお願ひします。

議長～暫休憩致します。（午後2時17分）

議長～再開致します。（午後2時18分）

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～宜野湾市予算決算取扱い規則の第1項第4号は特別会計云々と云う字くがあります。いや特別会計でなくして公営事業であります。本市の水道事業はこの第1項第4号に云われている公営企業に該当するかしないか。或はこれに準じて管理運営が為されているかどうか

市長～これは公営企業であると辰いますが、今その経営については一般の

公営企業と同様な複式簿記による所の会計経理はやつて居りませんので、今それについて研究を進めている所であります。

5 番～只今の御説明によりますと本市の水道事業は宜野湾市予算決算取扱い規則第1項第4号による所の公営企業には該当しないと云うことになりますか、現時点においては、そうですか。（はい）然らば何日から該当する様に管理運営をやりますか。

市長～これを完全に公営企業にするには、今政府で準備している所のものが立法されて後になると思います。

5 番～この予算決算取扱い規則にある所の公営企業と云うのは、公営企業法で云う所の公営企業ですか、それとも公営企業は該当しないんだが、この事業の性格から云うと公営企業である場合にそれを指しての公営企業であるのか、予算決算取扱い規則第1項第4号の中の公営企業と云う字くの判断としないから聞いているんです。公営企業法が適用される公営企業の意味かそれとも公営企業法の適用を受けない公営企業であるのか、その辺があいまいであります。

市長～今の御質問は予算決算は公営企業法による方法を適用してやつていいのか、それとも、

5 番～ぼく大な予算の上提に關連して私は質問をやつて居りますから、然し私の質問は管理運営全部にまたがっていますが、今の処予算に限つて質問しています。したがつもいまして宜野湾市予算決算取扱い規則第1項第4号、いわゆる予算を上提する場合の提出すべき資料であります。この第4号には貸借対照表並びに損益計算書があります。そこで但書きとして括弧の中にその貸借対照表並びに損益計算書は公営企業のみと証わられて居ります。そこで宜野湾市の土水道事業はそこで云う公営企業に該当するかしないかを私は聞いているのです。

市長～先の質問にもありました、事業としては金農公営企業として認められるけれども実際の運営上においては、まだ公営企業としての予算決算の取扱いが行われて居らないと云うことを申上げたのであります。それが完全に公営企業として取扱われ予算決算の方法もちゃんとやられるには今政府で準備されている所の公営企業法施行規則が出来上がらないと完全に公営企業の取扱いにはならないと云うことです。

5 番～1番士合になる所の条文の解しやくは重要問題でありますから、もつと掘下げて質問いたします。予算決算取扱い規則第1項第4号に掲げた前の 公営企業のみ と云う字くがあります。その解しやくは公営企業法を適用される所の公営企業に限定されるのか。それと

公営企業と同様な複式簿記による所の会計経理はやつて居りませんので。今それについて研究を進めている所であります。

5 番～只今の御説明によりますと本市の水道事業は宜野湾市予算決算取扱い規則第1項第4号による所の公営企業には該当しないと云うことになりますか。現時点においては：そうですか。（はい）然らば何日から該当する様に管理運営をやりますか。

市長～これを完全に公営企業にするには、今政府で準備している所のものが立法されて後になると思います。

5 番～この予算決算取扱い規則にある所の公営企業と云うのは、公営企業法で云う所の公営企業ですか。それとも公営企業は該当しないんだが、この事業の性格から云うと公営企業である場合にそれを指しての公営企業であるのか、予算決算取扱い規則や1項第4号の中の公営企業と云う字くの判然としないから聞いています。公営企業法が適用される公営企業の意味からそれとも公営企業法の適用を受けない公営企業であるのか、その辺があいまいであります。

市長～今の御質問は予算決算は公営企業法による方法を適用してやつているのか、それとも。

5 番～ばく大な予算の上提に關連して私は質問をやつて居りますから、然し私の質問は管理運営全部にまたがっていますが、今の処予算に限つて質問しています。したがつもいまして宜野湾市予算決算取扱い規則第1項第4号、いわゆる予算を上提する場合の提出すべき資料であります。この第4号には貸借対照表並びに損益計算書があります。そこで但書きとして折派の中にその貸借対照表並びに損益計算書は公営企業のみと証われて居ります。そこで宜野湾市の土水道事業はそこで云う公営企業に該当するかしないかを私は聞いているのです。

市長～先の質問もありましたが、事業としては企業公営企業として認められるけれども実際の運営上においては、まだ公営企業としての予算決算の取扱いが行われて居らないと云うことを申上げたのであります。それが完全に公営企業として取扱われ预算決算の方法もちゃんとやられるには今政府で準備されている所の公営企業法施行規則が出来上がらないと完全に公営企業の取扱いにはならないと云うことであります。

5 番～1番土台になる所の条文の解しやくは重要問題でありますから、もうと掘下げて質問いたします。予算決算取扱い規則第1項第4号に掲げた所の 公営企業のみ と云う字くがあります。その解しやくは公営企業法を適用される所の公営企業に限定されるのか、それと

も公営企業法は適用は受けないんだが、その事業が公営企業であるものを指して云うのか、当局で制定された規則であります。例えば現在宜野湾市の水道事業は従業員30名に達しませんから公営企業法は適用しません。然し性格そのものは公営企業であります。そう云う立場に立つてこの第1項第4号のいわゆる予算議会への提出資料として要求されていますが、括弧書きで公営企業のみとなつて居ります、この公営企業のみとなつているのは私は、この定義を聞いている訳であります。公営企業法に該当する公営企業であるのか、そうでない公営企業の方であるのか、その点についてはまだ説明がございません。

総務課長～補足して御説明申上げます。只今の御質問は大変當を得た御質問であります、これは予算を審議する場合にはいろいろな資料が必要であるし、それによつて適正な予算編成なつてはいるかどうか、そう云う点も検討する意味からも関係資料と云うのは大変必要であると思ひますが、この規程で云う公営企業と云うのは、あくまでも市町村と云う法機関の規定でございますので、いわゆる關係法に基くいわゆる關係法に連する公営企業であります。即ち市町村公営企業法に基く企業でございます。然し運用の問題であります。先程から説明がありました様に政府の方でも企業法は立法したんだが、それに対する施行規則と云うのが未だもつて作り得ないと、それで極力その施行規則も早めに作つてその法による運営をさせたい意向の様ではあります。まだそれが出来ていないと云うふうで、市町村においては、その法律で云う所の公営企業と云うのは今の所ないと云うふうな現状であります。そこで運用については準じてやると云う方法もあると思ひますが、先きも申上げました様にこの規程は法機関としての規程でございますから、法律で云う所の公営企業をさして云う訳でありますが、運用についてのことはいろいろ考慮されるべき点はあると思ひます。

5 番～では、その公営企業法に準じて管理運営は為さるべきであると云う考え方であります。なぜですか、その辺をはつきりさせて下さい。

総務課長～厳密に云う公営企業法による運営が妥当だと云う考え方はずつとあります。既に母法は出来ているんだから、根拠的にでもそういう事を考慮に入れて運営して行くべきだと云うことは考え方の事です。

5 番～私の質問は予め申上げました様に予算決算いわゆる水道事業の範囲内に限定して質問して居ります。したがつてその財政運営、会計処理の問題は公営企業法に準じてやるべきであるかどうか、その考え方を説明願います。いわゆる複式簿記を用いて為すべきであるかどうか。

も公営企業法は適用は受けないんだが、その事業が公営企業であるものを指して云うのか、当局で制定された規則であります。例えば現在宜野湾市の水道事業は従業員30名に達しませんから公営企業法は適用しません。然し性格そのものは公営企業であります。そう云う立場に立つてこの第1項第4号のいわゆる予算議会への提出資料として要求されていますが、括弧書きで公営企業のみとなつて居ります。この公営企業のみとなつてるのは私は、この定義を聞いています。公営企業法に該当する公営企業であるのか、そうでない公営企業の方であるのか、その点についてはまだ説明がございません。

総務課長～補して御説明申上げます。只今の御質問は大変当を得た御質問であります。これは予算を審議する場合にはいろいろな資料が必要であるし、それによつて適正な予算編成なつてはいるかどうか。そう云う点も検討する意味からも関係資料と云うのは大変必要であると思ひますが、この規程で云う公営企業と云うのは、あくまでも市町村と云う法機関の規定でございますので、いわゆる關係法に基くいわゆる關係法に連する公営企業であります。即ち市町村公営企業法に基く企業でございます。然し運用の問題であります。先程から説明がありました様に政府の方でも企業法は立法したんだが、それに対する施行規則と云うのがまだもつて作り得ないと、それで極力その施行規則も早めに作つてその法による運営をさせたい意向の様ではありますが、まだそれが出来てないといふうで、市町村においては、その法律で云う所の公営企業と云うのは今の所ないと云うふうな現状であります。そこで運用については準じてやると云う方法もあると思いますが、先きも申上げました様にこの規程は法機関としての規程でございますから、法律で云う所の公営企業をさして云う訳であります。運用についてのことはいろいろ考慮されるべき点はあると思います。

5番～では、その公営企業法に準じて管理運営は為さるべきであると云う考え方でありますか。でありますせんか。その辺をはつきりさせて下さい。

総務課長～厳密に云う公営企業法による運営が妥当だと云う考え方方は、はつきりであります。既に母法は出来ているんだから、觀光的にでもそういう云う事を考慮に入れて運営して行くべきだと云うことは考えられる事です。

5番～私の質問は予め申上げました様に予算決算いわゆる水道事業の範囲内に限定して質問して居ります。したがつてその財政運営、会計処理の問題は公営企業法に準じてやるべきであるかどうか、その考え方を説明願います。いわゆる複式簿記を用いて為すべきであるかどうか。

総務課長～その点については今度那覇市の方が九州の福岡市の方から関係事
間職員を招へい致しまして公営企業法を適用した場合の地方自治体
の事業運営、会計経理の方法とか、そういうものの指導を受けて居
ります。関係市町村もそれに参加させてもらつて一應その指導を受
けて居りますが、それに基いて那覇市としても全面的に切り替えた
いと云う意向から政府の方にその要望をした様であります。然し
地方課としては、今の所我々自体の間取制定もまだだから暫待つ
てもらいたいと政府としては回答をした様であります。その辺から
1つ御了承願いたいと思ひます。

5 普～はい分りました。

議長～本案は質疑の段階で継続審議に致したいと思ひますが、御異議ござ
いませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～次は日程第6、議案第20号、宜野湾市職員定員規則の一部を改正
する条例についてを議題と致します。

議長～本案に対する提案者の説明を求めます。

市長～提案の理由については、こちらに示した通りでありますけれど
もこれにつきまして数字を申し上げますと今度市の職員の定数を建設課と財政課にどうしても増さなければならないと云うので提案し
ました。よろしく御願い申上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時33分)

議長～再開致します。(午後2時40分)

4 普～今度増員になる所のそれぞれの課において、その理由を課長の方で
御説明願います。

議長～暫休憩致します。(午後2時41分)

議長～再開致します。(午後2時42分)

民生課長～それは来る7月1日を期して健康都市の宣言をしまして、そして
推進する段階になる訳であります。今の所保健衛生関係の職員と

務課長～その点については今度那覇市の方が九州の福岡市の方から関係
問取員を招い、致しまして公営企業法を適用した場合の地方自治体
の事業運営、会計経理の方法とか、そういうものの指導を受けて居
ります。関係市町村もそれに参加させてもらつて一応その指導を受
けて居りますか。それに基いて那覇市としても全面的に切り替えた
いと云う意向から政府の方にその要望をした様であります。然し
地方課としては、今の所我々自体の問取制定もまだだから暫待つ
てもらいたいと政府としては回答をした様であります。その辺から
1つ御了承願いたいと思います。

5 聞～はい分りました。

議 長～本案は質疑の段階で終結審議に致したいと思いますが、御異議ござ
いませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～次は日程第6、議案第20号、宜野湾市職員定額条例の一部を改正
する条例についてを議題と致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

市 長～提案者の理由については、こちらに進示した通りでありますけれど
もこれにつきまして数字を申し上げますと今度市の職員の定数を健
設課と財政課にどうしても増さなければならないと云うので提案し
ました。よろしく御願い申上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時33分)

議 長～再開致します。(午後2時40分)

4 聞～今度増員になる所のそれぞれの課において、その理由を課長の方で
御説明願います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時41分)

議 長～再開致します。(午後2時42分)

民生課長～それは来る7月1日を期して健康都市の宣言をしまして、そして
推進する段階になる訳でありますが、今の所保健衛生関係の職員と

しててあります。保健衛生のみの仕事をしているのがなくて他の移民関係それから労働関係、環境衛生とか云う様な仕事が為されて居りますが、それには貝々人しか居りませんので当然健康都市の宣言を為しその推進と云う段階になりますと、今までになかつた様な事が考えられて居りますので、そう云つた職に就けたいとこう思つて居ります。

財政課長～財政課の4名の増は固定資産評価員の評価の補助員としてその採用であります。これまで市税(市民、固定、事業、不動産)の調査賦課におきましては、税務職員の5名に、固定資産評価員それから土地の係の2名に援助してもらつてこれまで4税の調査賦課に当つて居ますが、これでは非常に事務能率が改善が出きないと。今度新しく土地評価の基準表も改めて居りますし、又58年に適用になつた家屋等の基準表も今度改正になりますと65年度は土地家屋の一斎調査があります。それと併行しまして今後は土地家屋か市町村税の中かくになると思ひます。重要な税目でありますので、この調査賦課においてはより高度に迅速に課税すると云う意味で新しく補助員が4名加わつて現在の評価員と5名ぞもつて調査から賦課まで系統立つた処理をしてもらうと云う意味合いで、4名の増員を提案した訳であります。そして残りの5名においては市民税を調査から賦課まで一貫した仕事をしてもらうと云うその仕事の分限をはつきりしたいとこう思つて居ります。

水道課長～水道課の3名の増員につきましては、64年度中に水道公社から移管栓数が約1,000栓位ありました。急激に給水栓数が多くなりました為にそれで臨時職員として今まで3名採用して居りましたがこれを定員化しようと云う様なことで今度3名の増にしたい訳であります。

建設課長～建設課では今度6名増員を予定して居ります。その内5名が技術員で後1名が技能員であります。それで建設課においては土木に5名、区画整理の方に5名、それから都計の方に現在4名配置してあります。所が区画整理の方が現在非常に遅れて居りますので、どうしてもその方に増員を3名しまして都計の方が、日政援助關係の資料、設計關係資料が政府の方で要求されて居りますので都計の方に2名を当て、~~並~~力づ強化して行きたいとこういふうに考えて居ります。それから技能の方の1名は、これはローラーを買いましてグレイターとタイアリフとして土面の補助修を立派にして行きたいと、そう云うふうに考えてローラーをどうしても買つてそれに専従した職員をつけて立派な道筋にしたいと云う訳で技能職の方に1名つけ足してあります。以上であります。

10番～一寸市長さんにお伺いします。建設課の技術員と云ふ員の質についてございますが、もろん技術家と云つても学校を卒業したすぐ

してであります。保健衛生のみの仕事をしているのがなくて他の移民関係それから労働関係、環境衛生とか云う様な仕事が為されて居りますが、それには只2人しか居りませんので当然健康都市の宣言を為しその推進と云う段階になりますと、今までになかつた様な事が考えられて居りますので、そう云つた職に就けたいとこう思つて居ります。

財政課長～財政課の4名の増は固定資産評価員の評価の補助員としての採用であります。これまで市税(市民・固定・事業・不動産)の調査賦課におきましては、税務職員の5名に、固定資産評価員それから土地の係の2名に援助してちらつてこれまで4税の調査賦課に当つて居りますが、これでは非常に事務能率が改善が出きないと、今度新しく土地評価の基準表も示されて居りますし、又58年に適用になつた家屋につきの基準表も今度改正になりました65年度は土地家屋の一斎調査があります。それと併行しまして今後は土地家屋か市町村税の中かくになると恩ります。重要な税目でありますので、この調査賦課においてはより高度に迅速に課税すると云う意味で新しく補助員が4名加わつて現在の評価員と5名でもつて調査から賦課まで系統立つた処理をしてもらうと云う意味合いで、4名の増員を提案した訳であります。そして残りの5名においては市民税を調査から賦課まで一貫した仕事をしてもらうと云うその仕事の分限をはつきりしたいとこう思つて居ります。

水道課長～水道課の3名の増員につきましては、64年度中に水道公社から移管栓数が約1000栓位あります。急激に給水栓数が多くなりました為にそれで臨時職員として今まで3名採用して居りましたがこれを定員化しようと云う様なことで今度3名の増にしたい訳であります。

建設課長～建設課では今度6名増員を予定して居ります。その内5名が技術員で後1名が技能員であります。それで建設課においては土木に5名、区画整理の方に5名。それから都計の方に現在4名配置してあります。所が区画整理の方が現在非常に遅れて居りますので、どうしてもその方に増員を3名しまして都計の方が、日政援助關係の資料、設計關係資料が政府の方で要求されて居りますので都計の方に2名を当たがつづ強化して行きたいとこういうふうに考えて居ります。それから技能の方の1名は、これはローラーを買いましてグレイダーとタイアツブリテ土面の補助修を立派にして行きたいと、そう云うふうに考えましてローラーをどうしても買つてそれに専従した職員をつけて立派な道路にしたいと云う訳で技能職の方に1名つけ足してあります。以上であります。

10番～一寸市長さんにお伺いします。建設課の技術家と云つて員の質についてでございますが、もち論技術家と云つても学校を卒業したすぐ

の人は学校を卒業して、それ相当の年数をそれにやつた人とそう云う技術と云つても相当範囲が広いのでござりますが、新規採用する技術員は大体どう云つた様な程度の技術員を採用されるつもりかその辺お伺い致します。

市長～今技術をもつた職員の採用についての御質問でございますが、その採用には非常に困つて居りますが、1つには技術者が得にくい。もう1つにはそのそこの仕事が継続していつまでもあるのではないし、そう云う点も考えて採用する場合に色々悩みがある訳であります、尚又大学や工業高校あたりの卒業生の中から選ぶ場合に採用するのは大体市町村の方では年度が改まって7月頃になるが学校の方は4月頃になりますので既に7月頃までは仕事を見つけて仕事に就いてしまうと云う面もあります。今度の場合には主として優しくて優しい者を選びて採用するには、その前に1つどう云うふうに選んだ方が良いか、と云うので表つた3月頃 瑞大にも、これから次々忙しくなるので今の陳容では足りないので一応は条件の制限ができるまでは臨時でもよいから、そう云う優秀な者を前もつて約束して置こうと云うので、卒業する者、瑞大からも工業高等学校からも推薦をしてもらつて選んで一応臨時として今これを採用しております。それでこれを今先お話をあつた此の6名は優秀なものとして選んで臨時に採用してありますので之を定員化しようと云うな事でござります。

議長～暫休憩致します。（午後2時50分）

議長～再開致します。（午後2時51分）

16番～定数条例の1部改正となつて居りますけれども定数の1部改正につきましては役所内部の機構とか、そう云う面もよく検討されてからのことだと思ひますけれども、あらゆる各課が陳容不足だと看えられますけれども、各課からの要望があつたのを翻つて財源を割合せてこれだけに留めたのか、それとも各課からの要望がなかつたのかどうか。

市長～只今の御質問にお答えしますが、要望は各課からありました、正直に申上げますと仕事はいくらでも山積されてあると思つてますが、出来るだけ能率を上げてあまり人手を多くせずに質をよくする様にして行きたいとどうしても今まででは仕事に燃えるので困ると云う様な時に増して行きたいと云うので、弊は財源との關係もあつて各課からの要望の中に思えることの出来なかつものが多々あります。それで今のお話はこれだけは是非増さなければならぬと云つた面についてだけを提案しております。

12番～経済課長にお伺いします。現在まで9名の技術員を使つていると、

の人域は学校を卒業して、それ相当の年数をそれにやつた人とそう云う技術と云つても相当範囲が広いのでございますが、新に採用する技術員は大体どう云つた様な程度の技術員を採用されるつもりかその辺お伺い致します。

市長～今技術をもつた職員の採用についての御質問でございますが、それの採用には非常に困つて居りますが、1つには技術者が得にくい。もう1つにはそのそこの仕事が継続していつまでもあるのではないし、そう云う点も考えて採用する場合に色々悩みがある訳であります。尚又大学や工業高校あたりの卒業生の中から選ぶ場合に採用するのは大体市町村の方では年度が改まって7月頃になるが学校の方は4月頃になりますので既に7月頃までには仕事を見つけて仕事に就いてしまうと云う面もあります。今度の場合には主として優しいうな者を選んで採用するには、その前に1応どう云うふうに選んだ方が良いか、と云うので去つた3月頃瑞大にも、これから日々忙しくなるので今の陳容では足りないので一応は条例の制定ができるまでは臨時でもよいから、そう云う優秀な者を前もつて約束して置こうと云うので、卒業する脅・瑞大からも工業高等学校からも推薦をしてもらつて選んで一応臨時として今これを採用しております。それでこれを今先お話のあつた此の6名は優秀なものとして選んで臨時に採用してありますので之を定員化しようと云うな事でござります。

議長～暫休憩致します。(午後2時50分)

議長～再開致します。(午後2時51分)

16番～定数条件の1部改正となつて居りますけれども定数の1部改正につきましては役所内部の機構とか、そう云う面もよく検討されてからのことだと思いますけれども、あらゆる各課が陳容不足だと考えられるますけれども、各課からの要望があつたのを削つて財源を照合させてこれだけに留めたのか、それとも各課からの要望がなかつたのかどうか。

市長～只今の御質問にお答えしますが、要望は各課からありました。正直に申上げますと仕事はいくらでも山積されてあると思うんですが、出来るだけ能率を上げてあまり人手を多くせずに質をよくする様にして行きたいとどうしても今のまでは仕事に差与えるので困ると云う様な時に増して行きたいと云うので、実は財源との関係もあつて各課からの要望の中には応えることの出来なかつものが多くあります。それで今の所はこれだけは是非増さねばならないと云つた面についてだけを提案しております。

12番～経済課長にお伺いします。現在まで5名の技術員を使つていると、

その技術員の中から 2 名をぬい 然し 設事務面に 2 名プラスした。そ
うなると現在の 5 名の中 2 名ぬいて事務員になると云う解ですが
現在実際には技術員ではなかつた訳ですか。

経済課長～身分上においては、技術員と云うことになつてゐたんですか、と
揚と市場の従事員が事務員に変更した訳です、商工業關係を担当
している方も技術員ではなかつたんですが、これを事務員に変更し
て居ります。

1 聞～経済課長にお伺い致します。市昇格と共に市内に商工業者 ~~が~~ 相当ふ
えてゐる現状であります。今回の経済課の定員は 5 名位であります
が商工業の育成の為にもつと係を増員してその対策を講ずる様な
考え方もつていませんか。それとも又現在のままでそう云つた面
あてもやつて行けると云う御考えをおもちですか。

経済課長～商工業の担当の件であります。その方は市としては人材をもつ
てやるべきとは思いますが、商工会担当の者を育成して充実を図り度いと思
います。役所の育成と云うことは或程度限度がありますがそれを今まで現
在においてやつて商工業の育成においては商工会議所を通じてやつてもらおうと
云うふうに考えております。

1 聞～只今商工会議所と ~~連絡~~ 連携を保つて商工業の育成に當ると云う答
弁をなさつてゐる様で御ざいますが、然し市の現状におきましては
商工業者自体もしつかりした活動がない、その内容は弱体化した様
な状態であります。そこで経済課としては極く積極的に商工業の保
護育成に力を入れなければならんじやないかと考えている訳であります
が、只現状を ~~経続~~ 継続すると云つた様な状態ではどうにもならん
政策的に全然動いてないと云つた状態を留意してもらつて考
えて行かなければいかんと想う訳ですが、その点課長は全然考へて居
らない訳ですか。

経済課長～今の所は。

議長～暫休憩致します。(午後 3 時 00 分)

議長～再開致します。(午後 3 時 02 分)

1 聞～今回の予算書を見ますと當初繰越が 45000 あります。これ
は原則的に申上げますと種々と云うのはあつてはいけないことであ
りますが然し、現実にこれだけあると云うことは微税事務かれこれ
に原因があると云うふうに考えられます。したがつて今さきの増
員は固定資産の評価補助員と云うことになつて居りますが、それだ
けで充分財政課の機能を發揮できるかどうか、又実際の必要な人員
は何名であるか、何名の代理時点においてはこれだけに削られたか

その技術員の中から2名をぬいて一般事務面に2名プラスした。そうなると現在の5名の中2名ぬいて事務吏員にすると云う譯ですが現在実際には技術員ではなかつた譯ですか。

経済課長～身分上においては、技術員と云うことになつていたんですか。場と市場の徴収員が事務吏員に変更した譯です。商工業關係を担当している方も技術員ではあつたんですが、これを事務吏員に変更して居ります。

1 言～経済課長にお伺い致します。市昇格と共に市内に商工業者の相当ふえている現状でありますが、今回の経済課の定員は5名位であります。が商工業の育成の為にもつと係を増員してその対策を講ずる様な考え方はもつていませんか。それとも又現在状のままでそう云つた面でもやつて行けると云う御考えをおもちですか。

経済課長～商工業の担当の件でありますが、その方は市としては人材をもつてやるべきとは思いますが、商工会担当の者を育成して充実を図り度いと思います。役所の育成と云うことは或程度限度がありますがそれを今まで現在においてやつて商工業の育成においては商工会議所を通じてやつてもらうと云ふうに考えております。

1 言～只今商工会議所と緊密な連携を保つて商工業の育成に当ると云う答弁をなさつている様で御ざいますが、然し市の現状におきましては商工業所自体もしつかりした活動がない、その内容は弱体化した様な状態であります。そこで経済課としては極く積極的に商工業の保護育成に力を入れなければならんじやないかと考えている譯であります。只現状を持続すると云つた様な状態ではどうにもならん政策的に全然動いてないと云つた状態そこを留意してもらつて考えて行かなければいかんと見う譯ですが、その点課長は全然考えて居らない譯ですか。

経済課長～今の所は。

議長～暫休憩致します。(午後3時00分)

議長～再開致します。(午後3時02分)

1 言～今回の予算書を見ますと滞納繰越が\$45000ありますが、これは原則的に申上げますと繰越と云うのはあつてはいけないことであります。が然し、現実にこれだけあると云うことは徴税事務かれこれに原因があると云うふうに考えられます。したがつて今ご今回の増員は固定資産の評価補助員と云うことになつて居りますが、それだけで充分財政課の機能を發揮できるかどうか。又実際の必要な人員は何名であるか、何名の申現時点においてはこれだけに削られたか

ですか、伺いします。

財政課長～今度の4名の増におきましては、滞納繰越の徵収を出来るだけなくすると云う面からは人員増は必要だと思いますが、これまで滞納繰越額が増大して行つたと云う原因の中には、人員不足で課税がいつもおくれがちであつた、それで納期限が示された納期限を遵守することが出来なかつた、そう云う点も多分にあると思います。それで今度この4名の増によつて固定資産関係それから所得を主にする市民税、事業税をその人員で可能な限り条例に示された納期限内に遵守する様賦課をして行くと云う面でよく年に繰越されて行く滞納額を少くして行くことが出来る、その年度内での徵収がもつと成績を挙げて行けるんじやないかと云うふうに考えて4名の増をお願いしてあります。それから今までの滞納額の￥45000については、5月現在で18000￥余りの40.8%は徵収済でありますが、まだまだ多額の税金が残つて居ります。然しこれは今度新しく納稅獎勵補助金の規則を設けまして。そういう行政区自体の納稅組織を作つて行けば、またその面からのそう云う年度内の完全納稅と云う面で一步また近づけて行けるんじやないか。こういう二通りの方法を実施して尚も成績がいちじるしくないと云うことであれば、この1ヶ月を充分検討しまして徴稅吏員の増員とかそう云う面も考えて行き度いとこういうふうに考えて居ります。

1番～現時点においては、今の隙空で充分やつて行けるとそういう考え方でありますか。

財政課長～そういうことであります。

1番～これは従来の徵稅の定員は、先程も課長が申しましたけれども、令書の発行自体に問題がある様であります。これを期限内に送付しないと云う現時点においてそう云つた事務面が必ず優先的に改善されなければいかんと云うふうに考える訳でありますが、又後になつてこの人數では不充分であると云う理由で増員しなくちやいけないと云う様な事態が若し現時点で容易にゆう慮せられるならばこれをこの機会に改めるべきでないかと私は考えますが、この隙空で充分やつて行ける訳でありますか。

財政課長～今の事務面のことでは課稅が遅れがちだと云う御意見でございますがこの面は今年度の予算にも繰り入れ込まれて居りますが、事務内容の改善と云うことで新しく今度組合が使つているオリバワティと云う会計器を￥1880組んであります。これを購入して現在の徵稅台帳を令書の様式を變えてカード式にしていつぶんに令書を徵稅簿が打てる様な事務の方法でやつて行き度いと思つて居ります。

ですか。お伺いします。

財政課長～今度の4名の増におきましては、滞納繰越の徴収を出来るだけなくすると云う面からは人員増は必要だと思いますが、これまで滞納繰越額が増大して行つたと云う原因の中には、人員不足で課税がいつもおくれがちであつた、それで納期限が示された納期限を遵守することが出来なかつた、そう云う点も多分にあると思います。それで今度この4名の増によつて固定資産関係それから所得を主にする市民税・事業税をその人員で可能な限り条例に示された納期限内に遵守する様賦課をして行くと云う面でよく年に繰越されて行く滞納額を少くして行くことが出来る。その年度内での徴収がもつと成績を挙げて行けるんじやないかと云うふうに考えて4名の増をお願いしてあります。それから今までの滞納額の\$45000については、5月現在で18000\$余りの40.8%は徴収済でありますが、まだまだ多額の税金が残つて居ります。然しこれは今度新しく納税奨励補助金の規則を設けまして、そういう行政区自体の納税組合を作つて行けば、またその面からのそう云う年度内の完全納税と云う面で一歩また近づけて行けるんじやないか。こういう二通りの方法を実施して尚も成績がいちじるしくないと云うことであれば、この1ヶ月を充分検討しまして徴税吏員の増員とかそう云う面も考えて行き度いとこういうふうに考えて居ります。

1番～現時点においては、今の陣容で充分やつて行けるとそういう考え方でありますか。

財政課長～そういうことであります。

1番～これは従来の徴税の定員は、先程も課長が申しましたけれども、令書の発行自体に問題がある様であります。これを期限内に送付しないと云う現時点においてそう云つた事務面が最も優先的に改善されなければいかんと云うふうに考える訳であります。又後になつてこの人数では不充分であると云う理由で増員しなくちやいけないと云う様な事態が若し現時点で容易にゆう感せられるならばこれをこの機会に改めるべきでないかと私は考えますが、この陣容で充分やつて行ける訳でありますか。

財政課長～今の事務面のことで課税が遅れがちだと云う御意見でございますがこの面は今年度の予算にも織り込まれて居りますが、事務内容の改善と云うことで新しく今度組合が使つているオリバツティと云う会計器を\$1880組んであります。これを購入して現在の徴収台帳を令書の様式を變えてカード式にしていつべんに令書を徴収簿が打てる様な事務の方法でやつて行き度いと思つて居ります。

やうをする訳ですか。

財政課長～直接区長に対する手当ではありません。規則の中にもはつきり書いてありますが、直接納稅義務者に補助金を還元してはならないとこれは行政区に補助金が交付される以上はその行政区の予算の中に補助金として受け入れてもらうという事であります。

8 番～別表の徴税手当と宜野湾市職員等の旅費に関する条例の第2条の2項及び第3項に重複することになるんじやないかと思うんですが、いかがですか。

総務課長～只今のは出張との関連でございますが、この特殊勤務の問題は出張とは全然別個のものであります。特殊勤務というは通常の勤務でない状態。職員が勤務に従事する場合、著しく危険不便という様な勤務という様な通常でない勤務で、その勤務に対する報酬については、特に必要とする場合はその勤務に応じて特殊勤務手当を支給するというふうなことであります。それはあくまでも、その勤務状態に対する助成という意味からの手当でございます。それから出張といふものに対しては費用弁償でございますので、性質は全然別個なものであります。只勤務の状態が外勤ということになると管内出張と同じ意味でないかというふうに考えられますが、その点については、この業務自体においてはもち論出張という行為によつて行う場合もあり得ると思いますが、或は業務自体が専外でしか成立しないという意味のもの例えば運転手でございましたら、外に車を運転して歩くという 자체が勤務であります。そういうふうな特殊な行為もございますので、今申上げた様に旅費というのはあくまでも出張といふ行為に対しての費用弁償で出張であろうが外勤者であろうが、その勤務に専門で就くという状態が著しく普通と性質を異にすると先の条例の2項にあります様な状態にあるということから特別に与える手当であります。結局給与プラスのものであります。

8 番～通常勤務が外出して調査に行くということは、特殊勤務とは私は考えません。それは普通勤務の延長であります。普通役所に居つて働くのが普通であるんだが特殊な事については出かけて行つて調べなくては分らんからというので外に出て調査するということは普通勤務の延長だと私は思います。然らば一歩外に出た場合には出張として認められて旅費が支給されるのであるから、特殊勤務だとは私は考えられないと思います。

総務課長～特殊勤務というのは、ここに述べてあります様にその仕事に従事する際著しく危険である。或は不かいである。或は不便である。或はその他通常でない勤務、いわゆる外勤する人でもこの特殊勤務に該当した人々はたくさん居られるが、ここに掲げてある項目は13

やうをする訳ですか。

財政課長～直接区長に対する手当ではありません、規則の中にもはつきり書いてありますが、直接納稅職務者に補助金を還元してはならないとこれは行政区に補助金が交付される以上はその行政区の予算の中に補助金として受け入れてもらうという事であります。

8 番～別表の徴税手当と宜野湾市職員等の旅費に関する条例の第2条の2項及び第3項に重複することになるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

総務課長～只今のは出張との関連でございますが、この特殊勤務の問題は出張とは全然別個のものであります。特殊勤務というのは通常の勤務でない状態、職員が勤務に従事する場合、著しく危険不便という様な勤務という様な通常でない勤務で、その勤務に対する報酬については、特に必要とする場合はその勤務に応じて特殊勤務手当を支給するというふうなことであります、それはあくまでも、その勤務状態に対する助成という意味からの手当てでございます。それから出張というものに対する費用手当でございますので、性質は全然別個なものです。只勤務の状態が外勤ということになると管内出張と同じ意味でないかというふうに考えられますが、その点については、この業務自体においてはもと論出張という行為によつて行う場合もあり得ると思いますが、或は業務自体が専外でしか成立しないという意味のもの例えば運転手でございましたら、外に車を運転して歩くという自体が勤務であります。そういうふうな特殊な行為もございますので、今申上げた様に旅費といふのはあくまでも出張という行為に対しての費用弁償で出張であるらうが外勤者であろうが、その勤務にゆがんで就くという状態が著しく普通と性質を異にすると先の条例の2項にあります様な状態にあるということから特別に与える手当であります。結局給与プラスのものであります。

8 番～通常勤務が外出して調査に行くということは、特殊勤務とは私は考えません、それは普通勤務の延長であります。普通役所に居つて働くのが普通であるんだが特殊な事については出かけて行つて調べなくては分らんからというので外に出て調査するということは普通勤務の延長だと私は思います。まあ一歩外に出た場合には出張として認められて旅費が支給されるのであるなら、特殊勤務だとは私は考え方であります。

総務課長～特殊勤務というのは、ここに述べてあります様にその仕事に従事する際著しく危険である、或は不^幸である、或は不便である、或はその他通常でない勤務、いわゆる外勤する人でもこの特殊勤務に該当した人々はたくさん居られるが、ここに掲げてある項目は13

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時42分)

議長～再開いたします。(午後3時52分)

議長～日程第7、議案第21号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由は案にある通りで、要するに役所職員の給与の体系を一本化したいという意味で取扱いにも困るので、これを一まとめにしたいという意味で提案しております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時54分)

議長～再開いたします。(午後4時5分)

5番～実際に市民が税を納める場合には末端行政の事務委託者である所の自治会長が直接集める時これは徴税業務の一端でありますが、この場合これと関連してどういうふうに取扱いますか。

財政課長～自治会長との委託契約との内容にもあります通り納税についての自治会長の行為は協力であります。この二種の適用範囲は職員で市長の命によつて任命された役所職員に対する手当であります。

5番～私の質問しているのは、職員の身分にある者で徴税業務にたちさわる人に対しては手当が支給されますね。然らば職員でない委託者がこれに該当するところの何らかの手当、支給がありますか。

財政課長～それに代わるということであります。それは今年から実施したい納税奨励規程によつて、その行政区に納税額の25%以上に対して百分の5以内を交付するということは補助金が、その行政区に入つてくるということで、その点をカバーして行きたいと思つております。

5番～新年度からはいわゆる奨励制度が実施されてから手当に代るべき待

議長～（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。（午後3時42分）

議長～再開いたします。（午後3時52分）

議長～日程第7、議案第21号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由は案にある通りで、要するに役所職員の給与の体系を一本化したいという意味で取扱いにも困るので、これを一まとめにしたいという意味で提案しております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後3時54分）

議長～再開いたします。（午後4時5分）

5番～実際に市民が税を納める場合には末端行政の事務委託者である所の自治会長が直接集める時これは徴税業務の一端でありますが、この場合これと関連してどういうふうに取扱いますか。

財政課長～自治会長との委託契約との内容にもあります通り納税についての自治会長の行為は協力でありまして、この二種の適用範囲は職員で市長の命によつて任命された役所職員に対する手当であります。

5番～私の質問しているのは、職員の身分にある者で徴税業務に立ちざわる人に対しては手当が支給されますね、然らば職員でない委託者がこれに該当するところの何らかの手当、支給がありますか。

財政課長～それに代わるということではあります、それは今年から実施したい納税奨励規程によつて、その行政区に納税額の25%以上に対し百分の5以内を交付するということは補助金が、その行政区に入つてくるということで、その点をカバーして行きたいと思っております。

5番～新年度からはいわゆる奨励制度が実施されてから手当に代るべき待

8 番～毎年の定例会でも取上げられておりますが、滞納繰越の新年度予算算案には48,000\$と計上されておりますが、財政課の定員増4名に対して、この滞納繰越がどの程度徴収の見込みがありますか。増員と滞納繰越との関係について御計画があると思いますがその点お伺いいたします。

財政課長～65年度への滞納繰越の額につきましては前年度の納税成績が80%。それから63年度以前の税につきましては50%という調定で計上しておりますが、今度の4名の増員ということことは先程も申上げました通り、その4名の増によりまして65年度において確実に迅速に課税をするという面での滞納額を減らして行けるんじやないかと。それからもう1点は新年度から適用して行こうと思つております。納税奨励制度によつて補助金を交付することによつて各行政区の納税意識が啓発されて行くんじやないかと、その面からの徴収成績の増それからそれに伴いまして、事務内容の課税のおくれる自体人員の不足ということでございますが、事務内容の改善という事も必要になつて来ますので、令書の送付を迅速にやると、それで会計器を購入したいということあります。65年度に計上されている前年度の繰越額は徴収成績が80%という想定で計上しております。

8 番～この定員増は新年度における税の賦課という意味ばかりでなく、出るだけ動員して過年度の滞納分も徴収して成績を挙げる様にしてもらいたいと思いますが、どんなものですか。

財政課長～はい今新年度の納税についてのお話を主に申上げましたが、65年度の調査から賦課、そして徴収までスムースに行くことによつてその年度内の滞納ということはいくらかでも減らして行くと、それから今まで滞納繰越されている税については13,600件の個人の滞納件数が45,000\$の金額が64年度に繰越された訳なんですが、この1万件の件数は今まで個人別にまとめるのに相当の日数を費しております。それで滞納整理証票と普通申しますが、これが整理されて毎日の徴収が出張徴税或は又現在の様な滞納税金の完納期間においてはもつて行つて個人別の徴収が出来る様な態勢にありますので今後は新年度からは個人別にほとんど70%～80%は当つております。その中で特に高額滞納者、悪質者では65年度から強制執行にもつて行きたいとこういうことをする事によつて滞納繰越された分の整理がいけるんだというふうに考えております。

議長～議案第20号、宜野湾市職員の定数条例の一部を改正する条例については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

8 番～毎年の定例会でも取上げられておりますが、滞納繰越の新年度予算算案には48,000\$と計上されておりますが、財政課の定員増4名に対して、この滞納繰越がどの程度徴収の見込みがありますか。増員と滞納繰越との関係について御計画があると思いますがその点お伺いいたします。

財政課長～65年度への滞納繰越の額につきましては前年度の納税成績が80%。それから63年度以前の税につきましては50%という調定で計上しておりますが、今度の4名の増員ということことは先程も申し上げました通り、その4名の増によりまして65年度において確実に迅速に課税をするという面での滞納額を減らして行けるんじやないかと。それからもう1点は新年度から適用して行こうと思つております。納税奨励制度によつて補助金を交付することによつて各行政区の納税意識が啓発されて行くんじやないかと、その面からの徴収成績の増それからそれに伴いまして、事務内容の課税のおくれる自体人員の不足ということでおざいますが、事務内容の改善という事も必要になつて来ますので、令書の送付を迅速にやると、それで会計器を購入したいということあります。65年度に計上されている前年度の繰越額は徴収成績が80%という想定で計上しております。

8 番～この定員増は新年度における税の賦課という意味ばかりでなく、出でるだけ勤員して過年度の滞納分も徴収して成績を挙げる様にしてもらいたいと思いますが、どんなものですか。

財政課長～はい今新年度の納税についてのお話を主に申上げましたが、65年度の調査から賦課、そして徴収までスムースに行くことによつてその年度内の滞納ということはいくらかでも減らして行くと、それから今まで滞納繰越されている税については13,600件の個人の滞納件数が45,000\$の金額が64年度に繰越された額なんですが、この1万件の件数は今まで個人別にまとめるのに相当の日数を費しております。それで滞納整理証票と普通申しますが、これが整理されて毎日の徴収が出張徴収或は又現在の様な滞納税金の届出期間においてはもつて行つて個人別の徴収が出来る様な態勢にありますので今後は新年度からは個人別にほとんど70%～80%は當つております。その中で特に高額滞納者、悪質者では65年度から強制執行にもつて行きたいとこういうことをする事によって滞納繰越された分の整理がいけるんだというふうに考えております。

議長～議案第20号、宜野湾市職員の定数条例の一部を改正する条例については質疑の段階において繼續審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

うふうな訳で前議会において臨時採用として6名を計上したのは、どうしてもその際採つておかんと採れないと云う所から。前からこれは申上げてありましたが、それが本議会で本採用したいと云う訳であります。

3 番～課長と致しましては、実際仕事に使える人員と云うのは、現場で自分から手をとつて測量し或は市長の施策により、或は計画によつて年期を入れて計画を実行に移すと云う技術員は一体何年かかつたらどう云う一人前の技術員として能力を發揮する様になれますか。

建設課長～これはその環境その人の努力によると思いますが、大体主任と云う程度に行きますと4～5年は必要な期間じやないかと考えて居ります

3 番～宜野湾市の現状から考えた場合に計画から早く実施に移してもらいたい度いことを期待しているのでございますが、今の様に只 首だけそろえれば良いと云うことよりは、もつと優秀な技術者を高級で雇うと云つ様な考えは持つた事はないかどうか。

建設課長～これは御説明の通りでありますが、そう云う方々が集つていただくと云うことは非常に建設の為にプラスになると思います。自分の範囲内で3回程そう云う折衝も致しましたが、仲々各人仕事をもつている関係上誘致出来ないと云う難点があつたので非常に困つた事もあります。

3 番～そう云う方々に課長あたつた場合に、給与の関係で来ないのか、それとも給与面は実力次第で充分優やうするからと云うことで折衝しているのか、或は単なる役所の給与条例がそれだけであるからこれ以上は出せないが来てくれんかと云うふうにしておりますか。

建設課長～この件につきましては、あくまでも自分の考えでありますが、まだ事業に着手していないと云うのが1つの原因でないかと思います。と云ういいますのは、こういう方々にしても事業に着手していると云うことになつて始めてその自分達の働きと云うことを考えて来るんじやないかと思います。その意味でまだ時期が一寸早いんじやないかと思う訳であります。

うふうな訳で前議会において臨時採用として6名を計上したのは、どうしてもその際~~産~~つておかんと~~産~~れないと云う所から、前からこれは申上げてありました。それが本議会で本採用したいと云う訳であります。

- 3 番～課長と致しましては、実際仕事に使える人員と云うのは、現場で自分から手をとつて測量し或は首長の施策により、或は計画によつて年期を入れて計画を実行に移すと云う技術員は一体何年かかつたらそう云う一人前の技術員として能力を発揮する様になれますか。

建設課長～これはその環境その人の努力によると思ひます。大体主任と云う程度に行きますと4～5年は必要な期間じゃないかと考えて居ります。

- 3 番～宜野湾市の現状から考えた場合に計画から早く実施に移してあらい度いことを期待しているのであります。今の様に貝首だけそろえれば良いと云うことよりは、もつと優秀な技術者を高級で雇うと云つ難な考えは持つた事はないかどうか。

建設課長～これは御説明の通りであります。そう云う方々が集つていただくと云うことは非常に建設の為にプラスになると思います。自分の範囲内で3回程そう云う折衝も致しましたが、仲々各人仕事をもつている關係上誘致出来ないと云う難点があつたので非常に困つた事もあります。

- 3 番～そう云う方々に課長あつた場合に、給与の關係で来ないのか、それとも給与面は実力次第で充分優ぐうするからと云うことで折衝しているのか、或は単なる役所の給与条例がそれだけであるからこれ以上は出せないが来てくれんかと云うふうにしておりますか。

建設課長～この件につきましては、あくまでも自分の考えであります。まだ事業に着手していないと云うのが1つの原因でないかと思ひます。と云ういりますのは、こういう方々にしても事業に着手していると云うことになつて始めてその自分達の働きと云うことを考えて来るんじやないかと思ひます。その意味でまだ時期が一寸早いんじやないかと思う訳であります。

すか。認可後のいわゆる着工しますその時点においてもこの5名の増員で充分処理して行けると云う前提でのこれは増員ですか。

建設課長～はい。そうです。

5 番～その時になつて又新の増員と云うことになりますか。

建設課長～そうです。

5 番～それならば、必要になつてすぐ採用しても人と云うのは使えるものではないです。今で事業そのものに自らの課された任務に遂行するには前もつて準備期間が必要であります。そう云ふような点を考慮されてもう少し増員すると云ふような考えはないですか。今までの当局の答弁は建設課に限らず人員不足と云うことを真先に挙げられて居ります全ての事業の遅延とか、能率においてかんばしくない様な成績、そう云つたものを聞かれた場合には、人員不足と云う口実が真先の理由に挙げられて居ります。今後はそう云うことがない様にやはり必要な人員は確保しなければいけないと思いますが、その点は建設課長はその立場から執行責任者の市長に対して充分に説明して人員獲得に努力されねばならないと思います。

建設課長～事業の内容については、市長その他上司の方にも良くその都度説明はして居ります。ところが事業そのものが非常に地域においても広大である關係上、それについて陳容の果定と云うものも概略は打合せはしてありますけれども現段階ですぐと云う訳にはいかない訳には行きませんので一応事業面を考慮してその後に対策を講じて行こうと云ふふうに考えて居ります。

5 番～予算議会に備えて建設課長は自分の担当する建設課の予算の要求を上司に提出された事がありますか。その時にその必要な増員を何名要求されましたか。案には6名となつて居ますが、要求は何名なされましたか。

建設課長～7名要求しております。

5 番～7名ですか。

3 番～その事に関連して質問しますが、市長は瑞大出た人と、工業高を出た人を随時に雇つているのを定員化すると云うことでありますが、實際上はこれは増員でないと解しやすく致しますがどんなものですか。

建設課長～本議会においてどうしても増員をすると云うことは前から話してありました。それでどうしても7月に採用することは非常に手遅れだと若し出来ましたら学校を卒業した時期でないと採れるものでないと云

すか、認可後のいわゆる着工しますその時点においてもこの5名の増員で充分処理して行けると云う前提でのこれは増員ですか。

建設課長～はい、そうです。

5 番～その時になつて又新規増員と云うことになりますか。

建設課長～そうです。

5 番～それならば、必要になつてすぐ採用しても人と云うのは使えるものではないです。今で事業そのものに自らの課された任務に遂行するには前もつて準備期間が必要であります。そう云うふうな点を考慮されてもう少し増員すると云うふうな考え方はないですか。今までの当局の答弁は建設課に限らず人員不足と云うことを真先に挙げられて居ります全ての事業の遅延とか、能率においてかんばしくない様な成績、そう云つたものを聞かれた場合には、人員不足と云う口実が真先の理由に挙げられて居ります。今後はそう云うことがない様にやはり必要な人員は確保しなければいけないと思いますが、その点は建設課長はその立場から執行責任者の市長に対して充分に説明して人員獲得に努力されねばならないと思います。

建設課長～事業の内容については、市長その他上司の方にも良くその都度説明はして居ります。ところが事業そのものが非常に地域においても広大である關係上、それについて陳容の確定と云うものも概略は割合わせはしてありますけれども現段階ですぐと云う訳にはいかない訳には行きませんので一応事業面を考慮してその後に対策を講じて行こうと云うふうに考えて居ります。

5 番～予算議会に備えて建設課長は自分の担当する建設課の予算の要求を上司に提出された事がありますか、その時にその必要な増員を何名要求されましたか。案には6名となつて居りますが、要求は何名なされましたか。

建設課長～7名要求してあります。

5 番～7名ですか。

3 番～その事に関連して質問しますが、市長は猶大出た人と、工業高を出た人を同時に雇つているのを定員化すると云うことではありますが、実際上はこれは増員でないと解しやすく致しますがどんなものですか。

建設課長～本議会においてどうしても増員をすると云うことは前から話してありました。それでどうしても7月に採用することは非常に手遅れだと若し出来ましたら学校を卒業した時期でないと雇われるものでないと云

いつても実施設計並みの金額までもつていかないと工合悪いと、そう云う点から都計に2名をあてがつてこの方も今の事務ではどうもうまくいかんところを2名増員することによつて或る程度確実に処理されるんじやないかとこう思つてゐる訳であります。それで更にもう1名であります。先にも申上げました様に市街地一般に路面が悪くてどうにもならないと、この方の打開策として役所の方にもつてある機械が4名ありますが、これを充分に活用して行きたいと。それから今後の方針であります。これは現在までは業務単位の人員配置でありますので建設に起る仕事は建設課の取扱いが適宜それに順応して速く済ませると云うふうなやり方をして居りましたが、それでは余り思ひたくないとこれをもう少し系統立てた所の事務の処理をやつて行こうとそう云う構想の下に業務単位にもつて行つたらどうか、云うのが現在のあり方であります。それでもし都計事業におきまして事業が発足すればその事業に応じた所の陳容を確定しまして、それによつてその事業を中心内で進めて行つたらどうかと云いますのは都市計画事業でありますので色々な事業が含まれます。特に今いろいろ要望がござります。埋立事業にしましても、これはどうしても今の陳容では恐らく実際上の運営については無理なところがあります。それに就きましては、その事実内からどうしてもその人員を生み出して行かなければいけないだから事業による人員の確保と云うことは起り得るんじやないかと思われます。区画整理事業の場合でも事業が発足しましてその事業が当然広い段階になりますと、それだけの人員をあてがつてその事業の中に必要な人員を充てると云う事業主体による方向に向けつつあります。そう云う意味で現在いくらかの手不足がありまして6名の増員でありますのでこれだけで現段階まではがん張つて行きたいと云う考えであります。

19番～問題は結局去年見たいな事になりませんかと云うことです。

5 番～定数条例の件についてお伺いします。現時点におきましては都計事業並びに区画整理事業は実施を前提としての準備段階であります。したがつてこの条例は現状において必要であることになるのか、或は又都計事業。区画整理事業は認可なつた際即ち認可後の事業そのものの着工に備えて必要である条例であるのか、その辺を御説明願います。

建設課長～お答え致します。先程も申上げた様に現段階における事務の整備と云うのが眞目であります。事業毎にその事業の規模と期間に依りまして又その事業から産み出して増員を考えて行くと云う訳であります。

5 番～事業いわゆる都計並びに区画整理がやがて認可なると聞いて居りますが認可なつた場合はいよいよ着工と云うふうになると思いますが、その場合に後どの位増員する予定ですか。来年あたりからはろんどん着工の運びとなるはずですが、この5名の増員で大体間に合いそうで

いつても実施設計並みの金額までもつていかないと工合悪いと、そう云う点から都計に2名をあてがつてこの方も今の事務ではどうもうまくいかんところを2名増員することによつて或る程度確實に処理されるんじやないかとう思つてゐる訳であります。それで更にもう2名であります。先にも申上げました様に市街地一般に路面が悪くてどうにもならないと、この方の打開策として役所の方にもつてある機械が4台ありますが、これを充分に活用して行きたいと。それから今後の方針であります。これは現在までは業務単位の人員配置でありますので建設に起る仕事は建設課の職員が適宜それに応じて適く済ませると云うふうなやり方をして居りましたが、それでは余り思わしくないとこれをもう少し系統立てた所の事務の処理をやつて行こうとそう云う構想の下に業務単位にもつて行つたらどうかと云うのが現在のあり方であります。それでもし都計事業におきまして事業が発足すればその事業に感じた所の陳述を確定しまして、それによつてその事業を専門で進めて行つたらどうかと云いますのは都市計画事業でありますので色々な事業が含まれます。特に今いろいろ要望がござります。埋立事業にしましても。これはどうしても今の陳述では恐らく実際上の運営については無理なところがあります。それに就きましては、その事業からどうしてもその人員を生み出して行かなければいけないだから事業による人員の確保と云うことは起り得るんじやないかと思われます。区画整理事業の場合は事業が発足しましてその事業が当然広い段階になりますと、それだけの人員をあてがつてその事業の中に必要な人員を充てると云う事業主体による方向に向けつつあります。そう云う意味で現在いくらかの手不足がありましても6名の増員でありますのでこれだけで現段階まではがん張つて行きたいと云う考えであります。

19番～問題は結局去年見たいな事になりませんかと云うことです。

5番～定数条例の件についてお伺いします。現時点におきましては都計事業並びに区画整理事業は実施を前提としての準備段階であります。したがつてこの条例は現状において必要であることになるのか、或は又都計事業、区画整理事業は認可審査の際即ち認可後の事業そのもの着工に備えて必要である条例であるのか、その辺を御説明願い致す。

建設課長～お答え致します。先程も申上げた様に現段階における事務の整備と云うのが断目であります。事業毎にその事業の規模と期間に依りまして又その事業から産み出して過員を考えて行くと云う訳であります。

5番～事業いわゆる都計並びに区画整理がやがて認可なると聞いて居りますが認可なつた場合はいよいよ着工と云うふうになると想いますが、その場合に後どの位増員する予定ですか。来年あたりからはどんどん着工の運びでになるはずですが、この5名の増員で大体間に合ひそうで

1 答～現在の滞納額の繰越については本会計年度で徴収出来る見通しがありますか。

財政課長～今までの滞納額の \$45000 中には 58 年度まで 6 ～ 7 ケ年分の税金が残つて居りますので、その中には調査の結果においては相当な不納欠損額が出るものと想つて居ります。それで現在徴収額の \$18000 を除いても、尚まだ 1 万余千ドルの未納額が残つて居りますが、そう云う滞納整理をする意味において今度 6 月～ 7 月～ 8 月の 3 ケ月にわたつて 1 週間から 10 日の納税運動週間を展開している訳でありますと、完全徴収とまではいかなくとも現在の目標額は滞納繰越の 60 % の徴収目標を立ててやつている訳です。

19 答～建設課長にお伺い致します。前に定数条例が改正された場合に本市の場合は都市計画と云う大きな事業の部門があるけれども果してそれだけの陳容で充分やつていけるかどうか、と云う事を質問致しました所充分やれると云う答弁がありましたけれども、それが 1 ケ年も過ぎない今は又 5 名の増員が必要だと云つている様でありますがその当時にあいて我々としてはこれでは少いと思うがもつと増員の必要はないかと云つた訳であります。又やがてマスター・プランも認可され、日政援助もそれだけ期待できると話は聞いておりますけれども、そう云つた場合に勢い仕事分量と云うのが増すと云うことが云えると思います。現在の建設課の状況を見て見ますと非常に仕事が繁雑していると、私から考えますとすでに現時点においては、土木関係は分譲して然るべき時期でないかとこういうふうに考える訳でありますが、この 5 名の増員によつて今後派生する仕事の分量を果して充分にやつて行けるかどうか。又年度内でそう云つた臨時を殖うと云うふうな格好で次の未会期に本採用をすると云うことになりますせんかどうか。

建設課長～只今の御質問にお答えします。前の議会で定員の事でこの人員じゃ足りないんではないかと云う講会の方からの御要望がありまして増員したらどうかと云う事が非常に要望された訳です。その当時はまだプランの段階でございまして、早速これだけの人員を要すると云う事はまだ考えていないかつた訳でありますが、今年度においてどうしても 6 名は増員しなければいかないと云う状態になつて居ります。と云いますのは最近非常に建築の件数が殖えだし、それから区画整理の方がどうしても今の現状では追いついて行けないと云う立場から区画整理の方に 3 名増員をしまして換地の事務を早くしまし地主に換地を発行したいと云うのが班名をあてがうと云うのが現在の段階であります。更に 2 名の方は都計の方が日政援助の方が毎年資料を要求されて、特に日本政府のことであまして、56 年～ 58 年までの計画をなるべく早く出してくれと、こう云う要望がありまして特に日政援助の場合には概算でいつても、そこに差額が出ると非常に訂正がしにくい訳であります。それでどうしても或程度概算で

1 曾～現在の滞納額の総額については本会計年度で微取出来る見通しがありますか。

財政課長～今までの滞納額の\$45000の中には58年度まで6～7ヶ月分の残金が残つて居りますので。その中には調査の結果においては相当な不納欠損額が出るものと見て居ります。それで現在微取額の\$18000を除いても、尙ほだ1万余千ドルの未納額が残つて居りますが、そう云う滞納整理をする意味において今度6月～7月～8月の3ヶ月にわたつて1週間から10日の納税運動週間を開催している訳であります。完全微取とまではいかなくとも現在の目標額は滞納総額の60%の微取目標を立ててやつている訳です。

19曾～建設課長にお伺い致します。前に定数条例が改正された場合に本市の場合は都市計画と云う大きな事業の部門があるけれども具してそれだけの陳述で充分やつていけるかどうか、と云う事を質問致しました所充分やれると云う答弁でありましたけれども、それが1ヶ月も過ぎない今は又5名の増員が必要だと云つておる様であります。その当時において我々としてはこれでは少いと思うがもつと増員の必要はないかと云つた訳であります。又やがてマスタープランも認可され、日政援助もそれだけ期待できると話は聞いておりますけれども、そう云つた場合に多い仕事分量と云うのが増すと云うことが云えると思います。現在の建設課の状況を見て見ますと非常に仕事が繁雑していると、私から考えますとすでに現時点においては、土木關係は分譲して然るべき時期でないかとこういうふうに考える訳であります。この5名の増員によつて今後発生する仕事の分量を果して充分にやつて行けるかどうか、又年度内でそう云つた臨時を残すと云うふうな格好で次の未会期に本採用をすると云うことになりますせんかどうか。

建設課長～只今の御質問にお答えします。前の議会で定員の事でこの人員じや足りないんではないかと云う議会の方からの御要望がありまして増員したらどうかと云う事が非常に要望された訳です。その当時はまだプランの段階でございまして、早速これだけの人員を要すると云う事はまだ考えていないかった訳であります。今年度においてどうしても6名は増員しなければいけないと云う状態になつて居ります。と云いするのは最近非常に建築の件数が殖えたし、それから区画整理の方がどうしても今の現状では追いついて行けないと云う立場から区画整理の方に3名増員をしまして換地の事務を早くしまして地主に換地を發行したいと云うのが班名をあてがうと云うのが現在の段階であります。更に2名の方は都計の方が日政援助の方が毎年資料を要求されて、特に日本政府のことであまして、56年～58年までの計画をなるべく早く出してくれと、こう云う要望がありまして特に日政援助の場合に核算でいつても、そこに差額が掛ると非常に訂正がしにくい訳であります。それでどうしても或程度概算で

条の1項を示してあります様な、中にはその勤務に就く自体が危険である、或は不ゆかいである、或は不便であるというふうにその状態自体のとらえ方であります、これからいたしますと徴収課等は一応不ゆかいであるというふうなことも一応想定されると、それからして通常ではない特殊な状態の勤務であると、徴収自体のその行為いわゆる市民に対する税の認識を高めるとか或はその段階においていろいろ問題があると思いますが、そういう意味からそれらの勤務は特殊性をおびているということで特殊勤務として認めるという誤であります。

8番～再三申上げますが、徴収のために外に出る場合は不ゆかいであるとかいう事が出て居りますけれども、これは厳然たる公務執行であります、不ゆかいであるとかいうことは考えられない、普通勤務の公務執行における延長だというふうに私は考えます。

議長～暫休憩いたします。（午後4時25分）

議長～再開いたします。（午後4時44分）

10番～検針業務も特殊とみなした理由を御説明願いたい。

水道課長～只今も財政課長さんからお話をありました様に宣誓書の場合は特に外人地域が多くて再三にわたつて今郵政庁あたりでもいぬのいる所は配達をしないという条例を設けてありますが、若しそういつたものがあれば特殊性といつたふうには考えられませんが、今の所イヌにかまれたり又外人に文くをいわれたりして仲々やり難い所がある様です、或る程度危険性を帯びている所がありますので、特殊性と見なしております。

10番～検針は普通屋敷以外じゃないですか。

水道課長～屋敷内です。

議長～本案については貴局の段階において最終審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないようありますので、左様決定いたします。

議長～日程第8、議案第22号、宣誓書市消防職員の定員・任免・給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

条の1項で示してあります様な、中にはその勤務に就く自体が危険である。或は不ゆかいである。或は不便であるというふうにその状態自体のとらえ方でありますが、これからいたしますと徴収税等は一応不ゆかいであるというふうなことも一応想定されると。それからして通常ではない特殊な状態の勤務であると。徴税自体のその行為いわゆる市民に対する税の認識を高めるとか或はその段階においていろいろ問題があると思いますが、そういう意味からそれらの勤務は特殊性をおびているということを特殊勤務として認めるという訳であります。

8番～再三申上げますが、徴税のために外に出る場合は不ゆかいであるとかいう事が出て居りますけれども、これは厳然たる公務執行であります、不ゆかいであるとかいうことは考えられない。普通勤務の公務執行における延長だというふうに私は考えます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議長～再開いたします。(午後4時44分)

10番～検針業務も特殊とみなした理由を御説明願いたい。

水道課長～只今も財政課長さんからお話をありました様に宜野湾の場合は特に外人地域が多くて再三にわたつて今郵政庁あたりでもいぬのいる所は配達をしないという条例を設けてありますが、若しそういつたものがあれば特殊性といったふうには考えられませんですが、今の所イヌにかまれたり又外人に文くをいわれたりして仲々やり難い所がある様です。或る程度危険性を帯びている所がありますので、特殊性と見なしております。

10番～検針は普通屋敷以外じやないですか。

水道課長～屋敷内です。

議長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようありますので、左様決定いたします。

議長～日程第8・議案第22号、宜野湾市消防職員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

- 議長～提案者の趣旨説明を求めます。
- 市長～提案の理由についてはプリントの通りであります、専細部については御質疑にお答えしたいと思っております。
- 議長～暫休憩いたします。（午後4時45分）
- 議長～再開いたします。（午後4時46分）
- 議長～本案に対する質疑を求めます。
- 議長～暫休憩いたします。（午後4時47分）
- 議長～再開いたします。（午後4時48分）
- 議長～本案については質疑の段階において総統審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。
- （異議なしと呼ぶ）
- 議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。
- 議長～議案第23号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一項を改正する条例についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。
- 議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。
- 市長～提案の理由はプリントの通りで以外のことについては御質問にお答えいたします。
- 議長～暫休憩いたします。（午後4時50分）
- 議長～再開いたします。（午後4時51分）
- 議長～本案に対する質疑を求めます。
- 議長～本案も質疑の段階において総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。
- （異議なしと呼ぶ）

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由についてはプリントの通りであります。専細部について
は御質疑にお答えしたいと思つております。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時45分)

議 長～再開いたします。(午後4時46分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議 長～再開いたします。(午後4時48分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～議案第23号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一項を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由はプリントの通りで以外のことについては御質問にお答
えいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時50分)

議 長～再開いたします。(午後4時51分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案も質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～日程第10、議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案理由に書いてある以外は課長の方で説明していただきます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後4時53分）

議長～再開いたします。（午後4時59分）

議長～本案については質疑の段階において、総統審議にしたいと思います
が御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので左様決定いたします。

議長～日程第11、議案第25号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を始めます。提案者の趣旨説明を求めます。

市長～現行の条例がドル切替え当時のままで端数が切替える時のままで、
やつて居りまして今日では端数の整理或は社会の情勢においても増額は考えられるし、他市町村においてはすでに実施されて居ります
が、本市においても今度改正して改めて行きたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

◎番～質疑省略の動議を提出いたします。

議長～暫休憩いたします。（午後5時）

議長～再開いたします。（午後5時1分）

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程第10. 議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由に書いてある以外は課長の方で説明していただきます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午後4時53分）

議 長～再開いたします。（午後4時59分）

議 長～本案については質疑の段階において、繼續審議にしたいと思います
が御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～日程第11. 議案第25号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めるまゝ提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～現行の条例がドル切替え当時のままで端数が切替えの時のままで、
やつて居りまして今日では端数の整理或は社会の情勢においても増額は考えられるし、他市町村においてはすでに実施されて居ります
が、本市においても今度改正して改めて行きたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～質疑省略の動議を提出いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後5時）

議 長～再開いたします。（午後5時1分）

5番～本案件は質疑・審査を要する必要は何もなく原案通り可決して良い様な案件だと思いますので、質疑討論省略の動議を提出いたします。

議長～只今定刻9時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

5番～この手数料と申しますのは私の解しやすくによりますと、市民の中の特定のものが特定のおん恵を行政体から受ける代価と私は考えております。そこで或る程度妥当な金額を設定するということは好ましいことあります。したがつてこの案によるところの手数料は非常に妥当な額だと私は思います。依つて本案件は質疑討論を省略することを動議として提出いたします。

16番～賛成と呼ぶ

議長～只今9議員から本案件については質疑討論を省略して採決に付してもらいたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。
お諮りいたします。本案については質疑討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～では議案第24号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後9時15分)

議長～再開いたします。(午後9時20分)

議長～日程の追加をお願いいたします。日程第23に一般質問を追加願います。一般質問の予定は6月14日㈭になつておりますので御了承願います。

5 番～本案は質疑、審査を要する必要は何もなく原案通り可決して良い様な案件だと思いますので、質疑討論省略の動議を提出いたします。

議 長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

5 番～この手数料と申しますのは私の解しやすくによりますと、市民の中の特定のものが特定のおん恵を行政体から受ける代価と私は考えております。そこで或る程度妥当な金額を設定するということは好ましいことあります。したがつてこの案によるところの手数料は非常に妥当な額だと私は思います。依つて本案は質疑討論を省略することを動議として提出いたします。

16番～賛成と呼ぶ

議 長～只今5議員から本案については質疑討論を省略して採決に付してもらいたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。
お諮りいたします。本案については質疑討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～では議案第25号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時15分)

議 長～再開いたします。(午後5時20分)

議 長～日程の追加をお願いいたします。日程第23に一般質問を追加願います。一般質問の予定は6月15日頃になつておりますので御了承願います。

議長～暫休憩いたします。(午後5時21分)

議長～再開いたします。(午後5時22分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議を終ることにいたします。

尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午後5時23分)

議長～暫休憩いたします。（午後5時21分）

議長～再開いたします。（午後5時22分）

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議
を終ることにいたします。
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会（午後5時23分）